

令和元年度（第63回）

船員労働安全衛生月間実施結果報告

令和元年12月

神戸地方船員労働安全衛生協議会
船員災害防止協会神戸支部

目 次

I	令和元年度（第63回）船員労働安全衛生月間を終えて……………	1
II	令和元年度（第63回）船員労働安全衛生月間実施要領…………… 添付資料：月間行事チラシ	2
III	船員災害防止大会宣言……………	8
IV	令和元年度（第63回）船員労働安全衛生月間活動状況……………	9
	1. 月間開始式、船員災害防止大会等の開催	
	2. 広報活動	
	3. 安全・衛生に関する訪船指導	
	4. 船員無料健康相談の実施	
	5. 安全講習会等の開催	
	6. 周知広報活動状況調査	
	7. 月間活動の実施体制（活動委員等）	
◎	年間を通じた活動について	
	月間活動実績関係資料	
	＜別紙1＞令和元年度（第63回）船員労働安全衛生月間活動実績……………	15
	＜別紙2＞月間開始式並びに船員災害防止神戸大会 次第……………	16
	＜別紙3＞月間関係 新聞等掲載記事……………	17
	＜別紙3＞死亡・重大事故撲滅のための調査表 集計結果……………	19
	＜別紙4＞月間中の訪船指導船舶数……………	21
	＜別紙5＞令和元年度 月間訪船指導結果……………	22
	＜別紙6＞船舶飲用水の水質検査結果……………	23
	＜別紙8＞船員労働安全衛生月間 周知広報活動状況調査 結果概要……………	24
	＜別紙9＞令和元年度(第63回)船員労働安全衛生月間活動委員名簿……………	27
◎	神戸地方船員労働安全衛生協議会・構成員名簿……………	29

I 令和元年度（第63回）船員労働安全衛生月間を終えて

神戸地方船員労働安全衛生協議会 会長 徳田 清司

本年は例年にも増して暑さ厳しい中で実施した船員労働安全衛生月間ですが、活動委員の皆様方におかれましては、お忙しい中月間活動にご参加・ご協力いただきありがとうございます。また、関係者の皆様には多大なるご支援をいただき、心から感謝申し上げます。

今年度の月間活動は、但馬地区の漁期前の訪船活動を皮切りに、神戸地区（神戸港、尼崎・西宮・芦屋港、東播磨港、洲本港）での訪船活動、船員無料健康相談といった諸活動、また、月間活動に関する周知広報活動に取り組んで参りました。活動委員各班や関係船社の皆様の御協力により、1ヵ月間余りの活動を概ね予定通り終えることができました。重ねて御礼申し上げます。

船員災害の防止、快適な船内環境、安心して働ける魅力ある職場の実現を目指して、昭和32年に始まった安全衛生月間活動は今年度で63回目となります。この半世紀を超える活動の結果、皆様方のたゆまぬご努力により船員の労働環境は年々改善され、労働災害は確実に減少してきています。しかしながら、兵庫県内では、平成28年度から4年連続で死亡災害が発生しており、今年の5月には死亡災害が発生してしまいました。

改めて、死亡・重大災害「ゼロ」を当地区で達成できるよう、今後も引き続き海上労働の安全確保について注視を続けて参りたいと思いますので皆様のご協力をお願いしたいと思います。

本協議会は、今後とも月間活動を中心として、皆様方のご支援・ご協力のもと、より一層の船員労働安全衛生活動に取り組む所存です。協議会の活動についてお気づきの点がございましたら、忌憚ないご意見を賜りますようお願い申し上げます。

最後に月間中の皆様方のご協力に改めて感謝申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

Ⅱ 令和元年度（第63回）船員労働安全衛生月間実施要領

船員の労働災害・疾病の防止については、船員災害防止基本計画に基づく種々の対策が全国各地の船員労働安全衛生協議会を中心に展開されており、神戸地区においても、昭和32年度以降、毎年9月の船員労働安全衛生月間運動を中心に、協議会関係者が一体となり、たゆまぬ船員災害防止活動を展開してきた。その結果、全国的に発生件数・発生率とも減少し、着実にその成果をあげている。

しかし、これまでの減少傾向も近年では鈍化しており、船員の災害発生率は、陸上労働者のそれと比較すると、依然として高い発生率を示している。管内における船員の災害発生率は、陸上の全産業の災害発生率の3.6倍となっており、また船種別に見ると、漁船船員の災害発生率は陸上労働者で最も高い林業に次ぐ高い水準となっている（平成29年度における数値比較）。

神戸地区における死亡・行方不明災害は、平成26年度及び27年度に2年連続「ゼロ」を達成したものの、平成28年度に2件、平成29年度に2件と連続で発生した。

当協議会は、このような死亡災害を含むあらゆる災害を防止するため、海中転落防止策や作業用救命衣の着用徹底等、あらゆる手段を講じることとする。

当協議会の令和元年度の事業は、第11次船員災害防止基本計画の2年目となり、本省が策定した平成31年度船員災害防止実施計画に定める目標を達成するために、この計画に地域性を加味して策定された神戸運輸監理部管内の船員災害防止実施計画に定める諸対策を取り組みの基本とする。特に、9月1日から9月30日までの1カ月間にわたって全国一斉に展開される、第63回船員労働安全衛生月間を中心に、協議会関係者が一丸となって船員災害防止活動を積極的に推進する。

I 令和元年度（第63回）船員労働安全衛生月間の実施について

1. スローガン

元気に乗船 無事故で下船 笑顔で帰宅のゼロ災害

2. 実施期間

令和元年9月1日～9月30日

3. 実施事項

協議会会員を中心に活動委員を選出し、総務班、安全・衛生指導班、健康相談班を編成し、関係官公署・関係団体の協力を得て以下の事項を実施する。

(1) 広報活動

① ポスター、標語ビラ、パンフレット等の作成配付

船員災害防止協会等が作成したポスター、標語ビラ、パンフレット等を海事関係者、船舶所有者、船舶等に配布するとともに、関係官公署、海事関係者の事務所、船客待合所等関係者の目につきやすい場所に掲示を依頼し、職員や施設利用者等に対して月間運動の趣旨を広報する。

また、タオル等の記念品や関係医療機関から拠出協力を得た医療品等を、関係団体等を通じて船舶所有者や船員に配布するとともに、訪船指導時、講演会開催時等においても同様に配布する。

② マスメディア等による広報

月間運動の趣旨を広報するため、運動期間中に実施する諸行事について、日程等を報道機関に発表するとともに、関係団体等の会報、機関誌（紙）に掲載依頼をする。

③ 懸垂幕、横断幕、のぼりの掲揚

月間運動を広報するため、海事関係者の協力を得て、「船員労働安全衛生月間」と銘入れた懸垂幕・横断幕・幟を、関係機関の事業所、船客待合室といった関係者の目につきやすい場所に掲揚する。

④ 緑十字旗の掲揚

安全衛生意識の高揚を図るため、管内船舶所有者・団体等に対し、所属船舶へ緑十字旗を掲揚するよう依頼する。

(2) 月間開始式並びに船員災害防止大会の開催

海事関係者が一堂に会し、月間運動を契機に、より一層安全意識の高揚を図り、船員災害の撲滅を期するため、船員災害防止協会神戸支部と共催で、月間開始式並びに船員災害防止大会を開催する。（9月2日開催予定）

併せて、安全衛生に関する特別講演会を開催する。

(3) 安全衛生に関する訪船指導等

神戸運輸監理部・本局管内の神戸港をはじめとした各港内に停泊中の船舶を重点的に訪船し、乗組員とともに船内を巡回のうえ、安全衛生チェックリストに基づき点検を実施する。点検の結果、不安全な状態が認められる船舶については、船長に改善を指導するとともに、その船舶所有者に対しても改善を要請する。

点検に当たっては、平成25年3月施行の改正船員法に合わせて改定した「安全衛生の手引き」を各船舶において配布し、船内安全衛生委員会の設置や船内の食事管理、医療報告書の備置・活用といった改正事項を踏まえた指導を行う。

安全指導班及び衛生指導班はそれぞれ以下の事項に留意して指導を行う。

①安全指導班

- ・ 海中転落防止のため、安全な通路・足場の確保状況や転落危険箇所への安全索・安全ネット等の設置状況を確認し、改善の必要がある場合には、船長に是正措置を求めるなど指導を行う。
- ・ 海中転落の際の存命率向上のため、作業用救命衣の着用を徹底する。また、周囲に人がいない状況での原因不明の海中転落が多いことから、単独での作業は避け、万一の転落時にも迅速に救助が行えるよう指導する。
- ・ 船舶所有者及び各船舶における自主的な取組を促進するため、協議会地区内の船舶所有者を対象として、8月に「死亡・重大事故撲滅のための調査表」を配布し、月間開始前の自主点検を促す。また、点検の結果を報告するよう依頼し、不安全な状態が認められる船舶については、改善状況も併せて報告するよう要請する。

②衛生指導班

- ・ 船内飲用水に係る月に1回以上の遊離残留塩素の含有率の検査の実施及び年に1回以上の公的検査機関による水質検査の受検、清水タンク等の洗浄実施の徹底を図るとともに、3検体程度を目処に訪船時の採水検査を実施する。
- ・ 生活習慣病やメタボリックシンドローム等の克服のため、訪船指導の際に船員手帳の健康証明書記載欄の「医師の指示及び就業上の注意事項」を確認し、指示事項や疑い等がある場合には、船長に現況を聴取するなどして、食生活の改善等の健康増進対策について啓発を図る。

(4) 訪社指導

船舶所有者及び漁協等の関係団体を訪問し、安全衛生管理体制の指導を行う。特に安全衛生委員会を設置している会社においては、活動状況を調査するとともに、船内労働安全衛生マネジメントシステムの導入を促す。

(5) 船員無料健康相談の実施

関係医療機関の協力を得て、神戸港及び東播磨港において、船員無料健康相談を実施し、生活習慣病及びメタボリックシンドロームを中心とした疾病予防対策、健康増進対策を推進する。

(6) 高年齢船員の死傷災害の防止

高年齢船員の「慣れ」からくる油断や、高齢化に伴う体力・筋力の低下による死傷災害を防止するため、自らの体力等の把握、良好なチームワークの構築、滑り止め等の設備の整備等、その防止対策の指導を行う。

(7) 若年船員に対する安全衛生指導の充実

訪船指導時に、船長をはじめとする熟練船員によるノウハウの伝承や、チェックリストを用いて作業基準等を点検・改善する安全衛生管理手法を通じた教育・指導を促す。

(8) メンタルヘルスに対する対策

疾病発生件数に増加が見られるメンタルヘルス対策として、船員災害防止協会が開催する講習会への参加を推進する。

(9) 船員の栄養管理意識の向上

船員の健康増進・疾病予防のため、船員災害防止協会が発行する「船内の食事管理（和英、M L C 対応）」や「船でつくる四季のメニュー（あなたの健康を守るために）」等を活用して、栄養バランスが確保され、疾病予防に繋がるような知識及び意識の向上に努める。

(10) 月間運動の実施状況の取りまとめ及び報告

今後の船員災害防止活動に資するため、月間報告会を神戸及び但馬地区を対象に開催し、月間運動の実施状況の取りまとめ及びその評価を行うとともに、訪船等で明らかになった船員の安全衛生面についての問題点を整理する。

また月間中の諸行事の実施状況等を冊子にとりまとめ、関係者に配布する。

II 年間を通じた活動について

関係官公署・団体等と協力し、月間期間以外においても以下の取り組みを実施する。

(1) 船舶所有者、船員等を対象に講演会等を企画し、安全衛生意識の高揚を図る。

(2) 地区内の船舶所有者や関係団体等による安全講習会等の開催を推進し、災害・疾病の予防や海難等発生時に船員が必要とする技術・知識の習得を図る。

<現時点で協議会による協賛・協力により実施したもの>

・安全講話等

6月3日 但馬漁協香住支所船員組合員総会時にライフジャケット着用推進及び船員の安全衛生に関する講話を実施。

(神戸運輸監理部及び香住海上保安署)

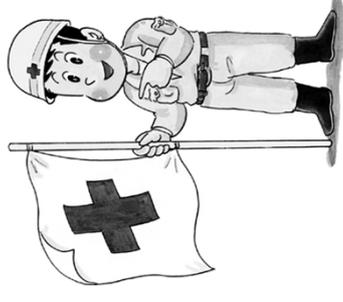
<現時点で協議会による協賛・協力を予定しているもの>

・海中転落者救助訓練（主催：大阪湾水先艇株式会社）

9月3日(火)に神戸港にて実施予定。

令和元年度（第63回）船員労働安全衛生月間

船員のみならず！令和元年9月1日～30日は、第63回船員労働安全衛生月間です。船内の作業環境、居住環境の整備を行い、明るく事故のない職場を作りましょう！本年、実施する主な行事を記載しておりますので、積極的な参加をお願いします。



月間スローガン：元気に乗船 無事故で下船 笑顔で帰宅のゼロ災害

月間開始式・船員災害防止大会

と き …… 9月2日（月）14：00～16：30
と ころ …… 神戸第2地方合同庁舎1階第1会議室
式 典 …… 開始式・大会宣言・優良事業者表彰など

特別講演

演題 荒天時の走錨による事故防止策について
講師 ・運輸安全委員会事務局神戸事務所
・首席地方事故調査官 澤木 純一氏
・第五管区海上保安本部
交通部航行安全課 専門官 安藤 洋氏

訪船指導

神戸港をはじめ各港において、協議会指導員等が訪船し、安全・衛生に関する指導を行いますので、御協力をお願いします。

自主点検

管内の船舶所有者を対象として、死亡・重大事故撲滅のための調査票を配布しますので、点検を実施し、結果を報告してください。

船員無料健康相談

神戸港
① 9月1日～30日（土曜、日曜、祝日を除く）
9：00～12：00
於 サニーピアクリニック（Tel. 078-331-6141）
上記を利用する場合は、神戸地方船員労働安全衛生協議会発行の「利用券」を持参して下さい。

② 9月12日（木）10：00～13：00
於 神戸海洋博物館 研修室

令和元年度（第63回） 船員労働安全衛生月間

東播磨港

9月19日（木）10：00～14：00
於 神鋼物流（株） 会議室



※ 船員健康無料相談は、「サニーピアクリニック」、「神戸掖済会病院」、「神戸マリナーズ厚生会病院」の協力を得て実施いたします。

国土交通省神戸運輸監理部・神戸地方船員労働安全衛生協議会・船員災害防止協会神戸支部

令和元年度（第63回）船員労働安全衛生月間

実施時期
主催者
協賛者
協力者
実施者

令和元年9月1日～9月30日

国土交通省、水産庁

船員災害防止協会、地方（地区）船員労働安全衛生協議会

関係行政機関、関係地方自治体などの関係団体

船舶所有者、船員

◇月間スローガン

元気に乗船 無事故で下船
笑顔で帰宅のゼロ災害

月間実施要綱の要点

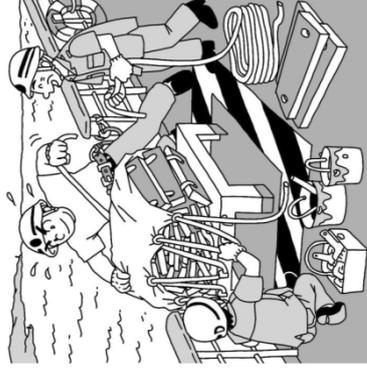
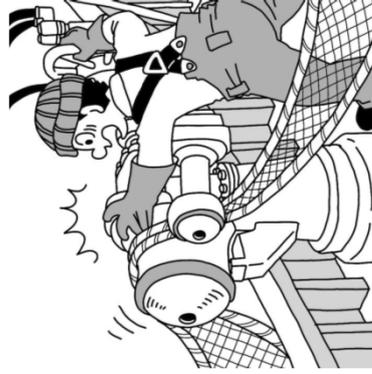
◇重点対策

- ① 作業時を中心とした死傷災害防止対策
- ② 海中転落・海難による死亡災害防止対策
- ③ 漁船における死傷災害防止対策
- ④ 高年齢船員の死傷災害及び疾病防止対策
- ⑤ 生活習慣病等の疾病防止対策
- ⑥ パワー・ハララスメント防止とメンタルヘルスの確保
- ⑦ その他の安全衛生対策



月間実施要綱の要点

- (1) 船舶及び事業場の自主総点検並びに防止対策の実施
- (2) 安全衛生に関する訪船指導
- (3) 安全衛生管理体制に関する指導強化
- (4) 船員災害防止大会、講習会、講演会等の開催
- (5) 医療関係機関等との連携等
- (6) テレビ、ポスター、垂幕等による広報活動



行事内容の詳細などの御質問や、行事に対する御要望などは、
神戸運輸監理部海上安全環境部
船員労働環境・海技資格課
(Tel.078-321-7053)へ御連絡下さい。

Ⅲ 船員災害防止大会宣言

昭和32年度から実施されてきた船員労働安全衛生月間は、今年度で63回目を迎える。その間、関係者一同の日々の地道な努力の成果として、船員の死傷災害並びに疾病の発生率は着実に減少してきたが、ここ10年以上にわたり、その減少傾向は鈍化している。その背景には船員数がピーク時の24%以下に激減していくなかで、乗組員の少数化、作業の多重化、急激な高齢化の進展と年齢構成の偏り及びそれらに伴う世代交代による海技の伝承不足があると考えられ、将来においても重大な災害の発生が継続していく深刻な懸念がある。

災害・疾病による船員の休職・離職はその船員に対し大きなダメージを与えると同時に、海運業及び漁業にとって人的資源の大きな損失であり、私たち船舶所有者および船員の双方には、安全衛生管理体制の整備をはじめとする船員の災害を防止する活動に積極的に取り組み、船員が働き甲斐・生き甲斐をより強く感じることができ、かつ、家族がさらに安心して送り出せる職場環境を確立することが強く求められている。

平成31年度の船員災害防止実施計画の重点対策として、死傷災害の半数以上を占めている「転倒」、「はさまれ」及び「動作の反動・無理な動作」の防止、死亡災害の概ね半数を占め、死亡率も8割に達する「海中転落」の防止及び「漁ろう作業時の災害防止」ならびに、他年代と比べて災害発生率が格段に高い高年齢船員に焦点を当てた「年齢構成を踏まえた死傷災害および疾病への対策」、船内での供食による「生活習慣病の予防」及び「パワーハラスメントの防止とメンタルヘルスの確保」が提唱されている。

これら重点対策の実現に向けた取組を確実に実施するとともに、労働時間、労働負荷の軽減にも努め、安全で魅力ある職場づくりに取り組まなければならない。

私たちは、令和元年度第52回船員災害防止神戸大会において、今次月間スローガンである『元気に乗船 無事故で下船 笑顔で帰宅のゼロ災害』の下、改めて初心に立ち返って、船員災害の減少を目指して大いなる成果を上げるべく、家族も一体となった日々の活動を推進していくことを誓い、ここに宣言する。

令和元年 9 月 2 日

船員災害防止協会神戸支部
支部長 酒 井 隆 司

IV 令和元年度（第63回）船員労働安全衛生月間活動状況

令和元年度（第63回）船員労働安全衛生月間は、“**元気に乗船 無事故で下船 笑顔で帰宅のゼロ災害**”をスローガンに掲げ、船員の快適な作業・居住環境を実現し、安心して働ける魅力ある職場づくりを目指して、当協議会月間実施要領により集中的に諸活動を展開した。

今年度の訪船安全指導は、稼働可能日数は昨年並みであったものの好天に恵まれ、活動委員や関係者の協力を得て、ほぼ計画通り諸活動を実施した。＜別紙1＞

1. 月間開始式、船員災害防止大会等の開催

神戸地区では、9月2日に神戸第2地方合同庁舎において、船員災害防止協会神戸支部との共催で、**月間開始式並びに船員災害防止神戸大会**を開催した。＜別紙2＞計52名の海事関係者の参加があり、船員労働安全衛生月間活動を通じて安全衛生意識の高揚を図り、船員労働災害の撲滅・減少、疾病予防・健康増進への諸活動を積極的に推進していく旨参加者で確認を行った。

また、開始式に併せて、「**荒天時の走錨による事故防止策について**」と題して、運輸安全委員会事務局神戸事務所 首席地方事故調査官 澤木 純一氏と第五管区海上保安本部交通部航行安全課 専門官 安藤 洋氏 をお招きし、特別講演会を開催した。

但馬地区では、8月21日に但馬漁業センター1階会議室において、**活動委員総会**を開催した。神戸地区と同様に月間活動の推進について活動委員間で確認を行うとともに、同日から23日にかけて実施する漁船訪船安全指導に関する要領の確認を行った。



＜神戸地区・月間開始式＞



<但馬地区・活動委員総会>

2. 広報活動

月間活動の趣旨や月間行事を周知するとともに、安全衛生意識の高揚を図るため種々の広報活動を実施した。

(1) ポスター、パンフレット等の配布

① 当協議会が作成した

「船員労働安全衛生月間の行事案内」及び船員災害防止協会が作成した月間ポスター、しおり、その他安全衛生に関する取組みを促すパンフレット等を関係団体、関係官公署等に配布し、事務所・ロビー等へ掲示いただいた。また、訪船指導時に各船舶で配布し、船内での掲示を依頼した。



② 当協議会でフェイスタオルを作成し、神戸掖済会病院・神戸マリナーズ厚生会病院・サニーピアクリニックの3機関より寄贈されたバンドエイド、ウェットティッシュ、ポケットティッシュを併せて、広報物として関係団体、関係官公署等に配布した。また、訪船指導時には①②と共に神戸マリナーズ厚生会の委託研究により作成・発行していただいた「船員版／疾病と対策」の冊子を各船舶に配布した。

(2) 報道機関等に対する広報

月間期間中に実施する主な行事、日程等を神戸海運記者クラブや兵庫県政記者クラブ等を通じて報道機関に発表し、但馬地区の訪船活動及び月間活動行事が新聞・専門誌の記事として取り上げられた。<別紙3>

(3) 懸垂幕、横断幕、のぼりの掲揚

「船員労働安全衛生月間」の懸垂幕、のぼり、ミドリ十字旗を次の箇所に掲げた。

・神戸地区

メリケンパーク、サニーピアクリニック、神鋼物流(株)、神戸運輸監理部交通艇

・但馬地区

但馬漁業協同組合香住支所、同津居山支所、同竹野支所、同柴山支所、浜坂漁業協同組合浜坂本所、同諸寄支所

3. 安全・衛生に関する訪船指導

(1) 自主点検の奨励

当協議会地区内の船舶所有者（漁船を除く）を対象に、月間期間中の各船舶における自主的な点検活動を促し、安全衛生の取り組みに対する意識の高揚を図るため、「死亡・重大事故撲滅のための調査票」を配布した。点検結果を報告いただくよう依頼したところ、配布数120者のうち、78者（船舶数199隻）から報告があった。配布した調査票及び点検項目ごとの平均点は<別紙4>のとおりである。

(2) 訪船指導

指導員が神戸運輸監理部運航労務監理官等の協力を得て、中小型船舶及び漁船を中心に**111隻（漁船44隻、漁船以外の船舶67隻）**に訪船した。月間の趣旨の徹底を図るとともに、船内の快適な作業環境、居住環境の実現に向け、チェックリストに基づき点検を実施した。そのうち旅客船3隻に対して、船舶飲用水の水質検査を実施した。<別紙5・6・7>



<訪船指導の様子>

【訪船指導における主な指摘事項】

漁船（全て但馬地区）については、自己発煙信号灯の期限切れ等救命設備の点検整備の不備、消火器の点検や表示不備、プロパンガスボンベ格納庫の「火気厳禁」表示不備が多く、機関場からの脱出経路や消火器置き場の表示不備といった不備等が見受けられた。また、月1回の残留塩素測定記録の結果など安全・衛生担当者記録簿への記録の不備も見受けられた。

漁船以外の船舶については、自己点火灯の点検不備やプロパンガスボンベ格納箱の「火気厳禁」表示不備、使用済みウエス格納容器の不備、脱出経路の表示不備、残飯容器保管容器の不備等が見受けられた。

これらの不備等について、船長に対して早急に改善を行うよう指導した。

4. 船員無料健康相談の実施

神戸港及び東播磨港において、神戸掖済会病院、神戸マリナーズ厚生会病院及びサニーピアクリニックの協力を得て、船員無料健康相談を実施した。

船員等96名が健康診断（血圧測定、尿検査、血液検査、問診等）を受診した。



<船員無料健康相談の様子>

5. 安全講習会等の開催

月間活動の一環として、9月24日に洲本港で実施された「海中転落者救助訓練」（主催：大阪湾パイロットボート株式会社、参加者62名）の開催に協力し、海難等発生時に必要な知識・技術の習得を図った。



<海中転落者救助訓練の様子>

6. 周知広報活動状況調査

効果的な月間活動の実施のため、海事関係者がそれぞれ実施している周知広報活動の状況について、総務班活動委員を対象に調査を実施した。協議会や船員災害防止協会等が作成・配布している既存の資料・広報物を活用した周知広報が中心となっている事が確認された。＜別紙8＞

7. 月間活動の実施体制（活動委員等）

諸活動の円滑かつ効果的な実施のため、関係官公署、関係団体等の協力を得て活動委員を選出し、総務・指導・相談等の各班を以下のとおり編成した。＜別紙9＞

総務班	29名	安全指導班	1名	
漁船安全指導班	7名	衛生指導班	1名	
健康相談班	3名	事務局	3名	
			合計(延べ)	44名

◎ 年間を通じた活動について（但馬地区）

例年、9月の月間期間以外においても、船員災害防止協会、神戸運輸監理部、医療機関等の関係団体、関係官公署と協力し、船員労働災害の撲滅・減少、疾病予防・健康増進に向けた諸活動に取り組んでいる。

1. 香住港底曳船員組合総会における安全講話

同会議において安全に係る講話を実施した。

【参加数】45名

【実施日】令和元年6月3日(月)

【会場】但馬漁業協同組合 本所

＜実施講話＞

- ・講話「救命胴衣の必要性和居眠り防止対策について」

講師：大石 翔太氏（香住海上保安官）

- ・講話「令和元年度船員災害防止実施計画について」

講師：稲垣 稔氏（神戸運輸監理部 海上安全環境部

船員労働環境・海技資格課長）

月間活動実績関係資料

<別紙1> ~ <別紙9>

令和元年度(第63回)船員労働安全衛生月間 活動実績

月日	曜日	行 事 名	実 施 場 所	訪船 隻数	採水 隻数	指導 員等 参加 数	健康 相談 参加 数	講演 会等 参加 数
8/21	水	但馬地区活動委員総会 訪船安全指導	但馬漁業センター会議室 香住港	16		18		12
8/22	木	訪船安全指導	柴山港 浜坂港 諸寄港	6 6 2		16 11 5		
8/23	金	訪船安全指導	津居山港	14		15		
9/2	月	月間開始式並びに 船員災害防止大会 特別講演会(生活習慣病予防)	神戸第2地方合同庁舎					52
9/3	火	訪船安全指導	神戸港	2		4		
9/4	金	訪船安全指導	神戸港	2		4		
9/5	木	訪船安全指導	神戸港	6		4		
9/6	金	訪船安全指導	尼崎港	2		4		
9/9	月	訪船安全指導	神戸港	2		4		
9/12	木	訪船安全指導 船員無料健康相談	神戸港 神戸港(神戸海洋博物館)	1		2 1	19	
9/17	火	訪船安全指導	神戸港	4		5		
9/18	水	訪船安全指導 訪船安全指導	神戸港 洲本港	3 5		2 4		
9/19	木	訪船安全指導 船員無料健康相談	東播磨港 東播磨港(神鋼加古川事務所)	11		8 1	37	
9/20	金	訪船衛生指導	神戸港		3	2		
9/24	火	海中転落者救助訓練 (大阪湾パイロットボート(株)主催)	洲本港			3		62
9/25	水	訪船安全指導	神戸港	5		8		
9/26	木	訪船安全指導	神戸港	5		8		
9/27	金	訪船安全指導	神戸港	13		8		
9/30	月	訪船安全指導	神戸港	6		5		
9/1~30(土日休日を除く) 船員無料健康相談 於:サニーピアクリニック							40	
合 計 (参加数は延べ数)				111 隻	3 隻	142 名	96 名	126 名
【うち、但馬地区分】				44 隻	0 隻	65 名	0 名	12 名

第63回 船員労働安全衛生月間開始式
第52回 船員災害防止神戸大会

令和元年9月2日(月)14:00~

於：神戸第2地方合同庁舎1階第1会議室

次 第

1. 開 会

2. 主催者挨拶 神戸地方船員労働安全衛生協議会 会長 徳田 清司

3. 主唱者挨拶 神戸運輸監理部長 吉田 正彦

4. 来賓挨拶 船員災害防止協会 専務理事 金田 章治 様
神戸市港湾局長 辻 英之 様
全日本海員組合 関西地方支部長 浦 隆幸 様

5. 祝電披露

6. 船員労働災害防止優良事業者認定証交付

7. 船員災害防止協会優良会員証交付

8. 船員災害防止大会宣言

船員災害防止協会 神戸支部長 酒井 隆司

~~~~ 休 憩 ~~~~

9. 特別講演

演題 「荒天時の走錨による事故防止策について」

講師： 運輸安全委員会事務局神戸事務所

首席地方事故調査官 澤木 純一 様

演題 「荒天時の走錨による事故防止策について」

講師： 第五管区海上保安本部交通部航行安全課

専門官 安藤 洋 様

10. 閉 会

令和元年8月23日 神戸新聞

# 沖合底引き網漁など解禁前に 漁船一斉安全点検

香住海上保安署と神戸運輸監理部



救命胴衣などを点検する香住海上保安署員たち（浜坂漁港）

香住海上保安署と神戸運輸監理部は、沖合底引き網漁やベニスワイガニの沖合に、但馬地域の各漁港で漁船の一斉安全点検を進めている。22日には香美町の柴山港や新温泉町の浜坂漁港と諸寄漁港で、計14隻の救命胴衣や安全設備などを確認した。

同日1日に沖底漁などが解禁されるため、毎年8月下旬に安全点検を実施している。21日には香美町の香住漁港で点検しており、23日には豊岡市の津居山港で点検する。

国土交通省や水産庁が提唱する船員労働安全衛生月間（9月）の一環、但馬でする手工芸教室の生徒らが約200点を展示。豊岡婦手工芸協会の設立40周年を記念し、歴代作品の一部も紹介。☎090・1599・3882

22日午後は新温泉町の2漁港で実施、同保安署と監理部の職員が4班に分かれて順番に漁船に乗り込み、救命胴衣やヘルメットの数、船員関連の書類、消火器の場所を示す表示などを確認した。

点検を受けた浜坂漁協所属の沖合底引き網漁船「大和丸」の西垣備樹船長（36）は「安全第一で、しっかりと漁をしたい」と話していた。（小日向務）

8（同協会会長の草壁さん）

令和年8月24日 日本海新聞

2019年（令和元年）8月24日 土曜日 日本海新聞

## 一斉点検 安全向上を

### 底引き網漁解禁を控え

但馬地域

9月1日の底引き網漁解禁を目前に控え、国土交通省神戸運輸監理部と香住海上保安署は合同で但馬地域の漁船の安全点検を行った。職員が但馬地域の漁港を回って、漁船56隻の救命設備や船内環境を入念に点検し、安全意識の向上を図った。

点検は9月の「船員労働安全衛生月間」の一環。21日の香美町の香住漁港を皮切りに、22日に同町の柴山漁港、新温泉町の浜坂、諸寄岡漁港、23日に豊岡市の津居山漁港で行った。



救命胴衣を念入りに点検する職員（右）21日、香美町の香住漁港西港

初日の香住港では、職員ら18人が底引き網漁船9隻とカニかご漁船9隻を点検した。法定書類がそろっているかや、船員手帳を確認して定期的健康診断を受けているかなどを確認。船員分のヘルメットと救命胴衣といった安全装備、船内でのけが防止策などに問題がないかもチェックした。

今年4月に諸寄漁港近くの岩場で、居眠りが原因とみられる漁船の座礁が発生したことから、各船に目覚ましグッズとして体に貼る冷却シートが配られた。

点検を受けた但馬漁協香住支所所属の底引き網漁船「竜宝丸」（39ト）の黒田大介船長（37）は「沖に行っ

てから何かあっても困るので、漁に出る前に備えておかないといけない」と気を引き締めた。

同監理部の船員労働環境海技資格課の稲垣稔課長は「漁のさなかの事故やけがは、漁に行く意味がないほどのリスクがあるので気を付けてほしい」と注意を促した。（西村和晃）

## 淡路島で海中転落者の救助訓練

### ■ 大阪湾パイロットボート

早駒運輸グループの大阪湾パイロットボート（神戸市、渡邊真二社長）は9月24日、淡路島の洲本港で海中転落者救助訓練を実施した。国土交通省神戸運輸監理部、大阪湾水先区水先人会、洲本G船舶、大阪湾水先艇、大阪湾パイロ

ットボート、早駒運輸から、62人が参加した。

訓練は、①ベスト膨張式救命胴衣とショルダーバッグを身に付けて海中転落してすぐに救助できた場合、②ベスト膨張式救命胴衣とリュックサックを身に付けて海中

転落してすぐに救助できた場合、③水先人が海中に転落したことに気づかず見失ったが、その後救助した場合、④本船から下船中、ラダーの途中で落水した場合、⑤ライフジャケット備え付けのホイッスルとストームホイッスルの音がどの程度の距離で聞こえるかの検証—についてそれぞれ行った。

## 死亡・重大事故撲滅のための調査表 集計結果

当地区の船舶所有者(漁船除く)78者・199隻より報告があったものを集計したところ、結果は以下のとおりであった。(調査表の様式は次頁のとおり)

### 1. 船舶への乗降施設について(労安則19)

- ①乗降用設備がある(5点)
- ②乗降時に利用している(3点)
- ③幅40cm以上で手すりがある(4点)
- ④転落防止ネットがある(3点)
- ⑤落水しそうな場所に救命浮環、笛を浮かべている(5点)
- ⑥設備が傷んでいる(△3点)
- ⑦設置状態が強固でない(△2点)
- ⑧過去3年以内に船舶への乗降にかかる転倒・転落事故があった(△3点)

1. 平均点  
13.5 / 20点

### 2. 海中転落防止について(労安則27-2)

- ①保護柵を設けている(4点)
- ②救命衣等着用を徹底している(5点)
- ③定期的に点検している(3点)
- ④その他適当な措置を講じている(3点)
- ⑤海中転落防止のための教育を実施している(5点)
- ⑥保護柵や救命衣が傷んでいる(△3点)
- ⑦危険箇所一人で作業している(△3点)
- ⑧過去3年以内に海中転落事故があった(△3点)

2. 平均点  
16.0 / 20点

### 3. 重大事故防止について

- ①転倒危険箇所にトラマークを塗るなど、転倒防止策を講じている(5点)
- ②階段の滑り止めや保護索の設置等、転落防止策を講じている(5点)
- ③機関の回転部等に接触防止の囲いを設置している(5点)
- ④各種防止策を日々点検している(5点)
- ⑤設置物が傷んでいる(△2点)
- ⑥ヒヤリハットを報告していない(△3点)
- ⑦過去3年以内に船内での転倒・転落事故があった(△3点)

3. 平均点  
18.5 / 20点

### 4. 船内における安全衛生管理体制について

- ①船内安全衛生委員会を設置している(5点)
- ②日常的にミーティングを行っている(5点)
- ③安全衛生向上のための基本対策等を審議し、会社へ報告している(5点)
- ④船員労働安全衛生月間のポスター、標語ビラを掲示している(5点)

4. 平均点  
17.5 / 20点

### 5. 安全・衛生記録について(労安則5、8)

- ①安全担当者記録簿に適切な記載がある(5点)
- ②衛生担当者記録簿に適切な記載がある(5点)
- ③新規乗船者に対する教育とその記録がある(5点)
- ④定期的に教育を実施し、その記録がある(5点)

5. 平均点  
15.5 / 20点

総合点数(1. ~5. の合計)の平均点

81.0 / 100点

## 死亡・重大事故撲滅のための調査表

|         |        |
|---------|--------|
| 船舶所有者名： | 点検者氏名： |
| 船名：     | 点検年月日： |

(！) 該当する選択肢を○で囲み、右欄に合計点を記載しましょう。

### 1. 船舶への乗降施設について(労安則19)

- ①乗降用設備がある(5点)                      ②乗降時に利用している(3点)
- ③幅40cm以上で手すりがある(4点)              ④転落防止ネットがある(3点)
- ⑤落水しそうな場所に救命浮環、笛を浮かべている(5点)
- ⑥設備が傷んでいる(△3点)                      ⑦設置状態が強固でない(△2点)
- ⑧過去3年以内に船舶への乗降にかかる転倒・転落事故があった(△3点)

|       |
|-------|
| 1. 小計 |
| 点     |

### 2. 海中転落防止について(労安則27-2)

- ①保護柵を設けている(4点)                      ②救命衣等着用を徹底している(5点)
- ③定期的に点検している(3点)                      ④その他適当な措置を講じている(3点)
- ⑤海中転落防止のための教育を実施している(5点)
- ⑥保護柵や救命衣が傷んでいる(△3点)              ⑦危険箇所一人で作業している(△3点)
- ⑧過去3年以内に海中転落事故があった(△3点)

|       |
|-------|
| 2. 小計 |
| 点     |

### 3. 重大事故防止について

- ①転倒危険箇所にトラマークを塗るなど、転倒防止策を講じている(5点)
- ②階段の滑り止めや保護索の設置等、転落防止策を講じている(5点)
- ③機関の回転部等に接触防止の囲いを設置している(5点)      ④各種防止策を日々点検している(5点)
- ⑤設置物が傷んでいる(△2点)                      ⑥ヒヤリハットを報告していない(△3点)
- ⑦過去3年以内に船内での転倒・転落事故があった(△3点)

|       |
|-------|
| 3. 小計 |
| 点     |

### 4. 船内における安全衛生管理体制について

- ①船内安全衛生委員会を設置している(5点)              ②日常的にミーティングを行っている(5点)
- ③安全衛生向上のための基本対策等を審議し、会社へ報告している(5点)
- ④船員労働安全衛生月間のポスター、標語ビラを掲示している(5点)

|       |
|-------|
| 4. 小計 |
| 点     |

### 5. 安全・衛生記録について(労安則5、8)

- ①安全担当者記録簿に適切な記載がある(5点)
- ②衛生担当者記録簿に適切な記載がある(5点)
- ③新規乗船者に対する教育とその記録がある(5点)
- ④定期的に教育を実施し、その記録がある(5点)

|       |
|-------|
| 5. 小計 |
| 点     |

- .....
- 100点      法律要件以上のことが出来ています。この状態を維持しましょう。
  - 80～99点      安全のための備えは出来ているでしょう。でも油断は禁物です。
  - 50～79点      不安はありませんか？改良点はまだまだあるはずです。
  - ～49点      危険因子があります。ただちに改善しましょう。

|     |
|-----|
| 合計点 |
| 点   |

月間中の訪船指導船舶数

| 区分                    |                 | 船種 | 漁 船 | 漁船以外の船舶 | 計   |
|-----------------------|-----------------|----|-----|---------|-----|
|                       |                 |    |     |         |     |
| 実<br>施<br>地<br>区<br>別 | 神 戸 地 区         |    |     | 49      | 49  |
|                       | 尼 崎 西 宮 芦 屋 地 区 |    |     | 2       | 2   |
|                       | 東 播 磨 地 区       |    |     | 11      | 11  |
|                       | 淡 路 地 区         |    |     | 5       | 5   |
|                       | 但 馬 地 区         | 44 |     |         | 44  |
| 合 計                   |                 |    | 44  | 67      | 111 |
| 総<br>ト<br>ン<br>数<br>別 | 100トン未満         | 40 | 26  | 66      |     |
|                       | 100～699トン       | 4  | 39  | 43      |     |
|                       | 700～2,999トン     |    |     | 0       |     |
|                       | 3,000トン以上       |    | 2   | 2       |     |
| 合 計                   |                 | 44 | 67  | 111     |     |

令和元年度月間訪船指導結果

| 訪船指導船舶数  |                  | 6  | 2  | 16 | 7  | 13  | 44   | 49 | 2   | 11  | 5  | 67     | 111 |
|----------|------------------|----|----|----|----|-----|------|----|-----|-----|----|--------|-----|
| 不備等指摘船舶数 |                  | 5  |    | 5  | 1  | 7   | 18   | 7  |     | 2   |    | 9      | 27  |
| 監査項目     | 条文内容             | 浜坂 | 諸寄 | 香住 | 柴山 | 津居山 | 漁船小計 | 神戸 | 尼西芦 | 東播磨 | 淡路 | 漁船以外小計 | 合計  |
| 法8       | 発航前検査の実施         |    |    |    |    |     |      |    |     |     |    |        |     |
| 14の3②    | 非常操舵操練の実施        |    |    |    |    |     |      |    |     |     |    |        |     |
| 14の4     | 救命設備の点検整備        | 1  |    |    |    | 5   | 6    | 1  |     | 2   |    | 3      | 9   |
| 18①      | 書類の備置            |    |    |    |    |     |      |    |     |     |    |        |     |
| 18②      | 発航前検査・救命設備点検等の記録 |    |    |    |    | 1   |      |    |     |     |    |        |     |
| 36       | 雇入契約書の交付、船内備置    |    |    | 1  |    |     | 1    |    |     |     |    |        | 1   |
| 37①      | 雇入契約の成立等の届出      |    |    |    |    |     |      |    |     |     |    |        |     |
| 50②      | 船員手帳の船長保管        |    |    |    |    |     |      |    |     |     |    |        |     |
| 50③      | 船員手帳の書換          |    |    |    |    |     |      |    |     |     |    |        |     |
| 70       | 定員               |    |    |    |    |     |      |    |     |     |    |        |     |
| 83①      | 健康証明書            |    |    |    |    |     |      |    |     |     |    |        |     |
| 111      | 事業状況報告           |    |    |    |    | 1   | 1    |    |     |     |    |        | 1   |
| 113      | 就業規則の備置          |    |    |    |    |     |      |    |     |     |    |        |     |
| 117の2①   | 航海当直部員の認証        |    |    |    |    |     |      |    |     |     |    |        |     |
| 労安則2①    | 安全担当者の選任         |    |    |    |    |     |      |    |     |     |    |        |     |
| 5        | 安全担当者記録簿の備置・記録   | 2  |    |    | 1  | 2   | 5    | 5  |     |     |    | 5      | 10  |
| 6の2      | 消火作業指揮者の選任       |    |    |    |    |     |      |    |     |     |    |        |     |
| 6の3      | 消火作業指揮者の業務       |    |    |    |    |     |      |    |     |     |    |        |     |
| 7①       | 衛生担当者の選任         |    |    |    |    |     |      |    |     |     |    |        |     |
| 8        | 衛生担当者記録簿の備置・記録   |    |    |    |    | 2   | 2    | 4  |     |     |    | 4      | 6   |
| 11       | 安全衛生教育の実施        |    |    |    |    |     |      |    |     |     |    |        |     |
| 18①      | 接触からの防護          |    |    |    |    |     |      |    |     |     |    |        |     |
| 18③      | 蒸気・熱湯管への被覆       |    |    |    |    |     |      |    |     |     |    |        |     |
| 19①      | 通行の安全            |    |    |    |    |     |      |    |     |     |    |        |     |
| 22       | 燃え易い廃棄物の処理       |    |    |    |    |     |      |    |     |     |    |        |     |
| 23       | 管系等の表示           |    |    |    |    |     |      |    |     |     |    |        |     |
| 24①      | 防火・禁止・危険標識       | 1  |    | 2  |    |     | 3    |    |     |     |    |        | 3   |
| 24②      | 高圧電路・消火器具置場の標示   | 2  |    | 1  |    | 2   | 5    | 1  |     |     |    | 1      | 6   |
| 24③      | 夜光塗料による標識        | 1  |    |    |    |     | 1    |    |     |     |    |        | 1   |
| 26①      | 床面のつまづき等からの措置    |    |    |    |    |     |      |    |     |     |    |        |     |
| 26②      | 床面以外の突起部分の措置     | 1  |    |    |    |     | 1    |    |     |     |    |        | 1   |
| 27       | 足場等の安全           |    |    |    |    |     |      |    |     |     |    |        |     |
| 27の2     | 海中転落の防止          |    |    |    |    |     |      |    |     |     |    |        |     |
| 29       | 船内衛生の保持(残飯保管容器)  |    |    |    |    |     |      | 1  |     |     |    | 1      | 1   |
| 35の2     | 便所の使用            |    |    |    |    |     |      |    |     |     |    |        |     |
| 40の2①    | 年1回の飲用水水質検査      |    |    |    |    | 1   | 1    |    |     |     |    |        | 1   |
| 40の2③    | 月1回の飲用水遊離残留塩素測定  | 1  |    | 1  |    | 3   | 5    |    |     |     |    |        | 5   |
| 45①      | 保護具の備置           | 2  |    |    | 1  |     | 3    | 2  |     |     |    | 2      | 5   |
| 57①      | 漁ろう作業上の安全        |    |    |    |    |     |      |    |     |     |    |        |     |
| 58       | 感電のおそれのある作業上の安全  |    |    |    |    |     |      |    |     |     |    |        |     |
|          | その他              |    |    |    |    |     |      |    |     |     |    |        |     |
| 指摘件数計    |                  | 11 |    | 5  | 2  | 17  | 34   | 14 |     | 2   |    | 16     | 50  |
| 昨年度      |                  | 5  | 3  | 16 | 8  | 17  | 49   | 31 | 3   | 10  | 4  | 48     | 97  |

※但馬地区漁船については、訪船実施港ではなく所属支所港ベースで集計。

船舶飲用水の水質検査結果

| 対象<br>船舶 | 航行<br>区域 | 採水<br>月日 | 採水<br>場所 | 検査項目 |     |                   |        |                   |         |        |        | 判定 |   |
|----------|----------|----------|----------|------|-----|-------------------|--------|-------------------|---------|--------|--------|----|---|
|          |          |          |          | 一般細菌 | 大腸菌 | 硝酸態窒素及び<br>亜硝酸態窒素 | 塩化物イオン | (全有機炭酸の量物<br>有機機) | pH<br>値 | 色<br>度 | 濁<br>度 |    |   |
| A船       | 平水       | 9/20     | 調理室      | ○    | ○   | ○                 | ○      | ○                 | ○       | ○      | ○      | ○  | 適 |
| B船       | 沿海       | 9/20     | 調理室      | ○    | ○   | ○                 | ○      | ○                 | ○       | ○      | ○      | ○  | 適 |
| C船       | 沿海       | 9/20     | 調理室      | ○    | ○   | ○                 | ○      | ○                 | ○       | ○      | ○      | ○  | 適 |

<参考> 飲用水の水質検査基準

| 検査項目          | 水質基準            |
|---------------|-----------------|
| 一般細菌          | 1ml中に100個以下     |
| 大腸菌           | 100ml中に検出されないこと |
| 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 | 1ℓ中に10mg以下      |
| 塩化物イオン        | 1ℓ中に200mg以下     |
| 有機物(全有機炭酸の量)  | 1ℓ中に3mg以下       |
| pH値           | 5.8~8.6         |
| 色度            | 5度以下            |
| 濁度            | 2度以下            |

## 船員労働安全衛生月間 周知広報活動状況調査 結果概要

※調査表の様式は次頁参照

### 1. 令和元年度（第63回）船員労働安全衛生月間 周知広報活動状況について

#### (1) 各団体・機関における周知広報活動の手法

| 周知広報活動の手法                                                            | 実施者数     |
|----------------------------------------------------------------------|----------|
| 月間活動を議題にした会議等の開催                                                     | 4者／27者中  |
| 周知広報活動に用いる独自の文書の作成・配布                                                | 1者／27者中  |
| 既存の資料（協議会資料等）・広報物の配布                                                 | 16者／27者中 |
| その他（行事の開催等）<br>・安全訪船パトロールの実施。<br>・衛生月間をアピールした配布用バンドエイドを作成し、船舶関係者へ配布。 |          |

#### (2) 月間活動の周知先

| 周知先                                        | 実施者数     |
|--------------------------------------------|----------|
| 役員                                         | 6者／27者中  |
| 会員                                         | 12者／27者中 |
| 事務局内                                       | 7者／27者中  |
| その他（例：講演会や会議等の行事の参加者）<br>・現場船舶、船舶関係者、会議参加者 |          |

#### (3) 配布・掲示した広報物

|         |       |           |       |         |       |
|---------|-------|-----------|-------|---------|-------|
| 行事案内チラシ | : 11者 | 月間ポスター    | : 20者 | 標語ポスター  | : 17者 |
| 船災防パンフ等 | : 9者  | 記念品(タオル等) | : 9者  | 横断幕・懸垂幕 | : 1者  |
| のぼり     | : 1者  |           |       |         |       |

#### (4) 機関紙誌等における周知広報

| 機関紙誌における周知広報           | 実施者数    |
|------------------------|---------|
| 機関紙誌への月間関係記事掲載         | 1者／27者中 |
| ホームページへの同記事掲載          | 1者／27者中 |
| その他の媒体への同記事掲載<br>・該当なし |         |

#### (5) 周知広報活動について工夫した点（自由回答）

- ・当組合の組織船へ訪船し、現場組合員へ周知を行った。
- ・ポスターを弊組合の最も目立つ場所に掲示した。
- ・組織内で行っている健康、安全活動と関連づけ周知するよう工夫している。
- ・会議、毎日のミーティング時に月間の再認識、共有を行った。

### 2. 事務局への要望、気付いた点等（自由回答）

- ・該当なし

# 令和元年度（第63回）船員労働安全衛生月間 周知広報活動状況調査票

※御提出先のFAX番号は2枚目下部を御参照下さい。

所属機関名 \_\_\_\_\_

活動委員氏名 \_\_\_\_\_

## 1. 令和元年度（第63回）船員労働安全衛生月間 周知広報活動状況について

### (1) 貴機関における周知広報活動の手法について

以下のそれぞれについて、有無のいずれかに○を入れて下さい。

- |                                          |   |   |   |
|------------------------------------------|---|---|---|
| ・ 月間活動を議題にした会議等の開催                       | 有 | ／ | 無 |
| ・ 周知広報活動に用いる独自の資料の作成・配布<br>(有→コピーを添付下さい) | 有 | ／ | 無 |
| ・ 既存の資料（協議会資料等）・広報物の配布                   | 有 | ／ | 無 |
| ・ その他（行事の開催等）                            |   |   |   |

〔 概要： \_\_\_\_\_ 〕

### (2) 月間活動の周知先について

周知先として該当するもの全てに○を入れて下さい。

役員          会員          事務局          他（ \_\_\_\_\_ ）

<例：講演会や会議等の行事の参加者>

### (3) 広報物の配布・掲示について

配布もしくは掲示した広報物全てに○を入れて下さい。

行事案内チラシ          月間ポスター          標語ポスター          船災防パンフ等  
記念品（タオル等）          横断幕・懸垂幕          のぼり

### (4) 機関紙誌等による周知広報活動について

有無のうち該当する方に○を入れて下さい。

- |                               |   |   |   |
|-------------------------------|---|---|---|
| ・ 機関紙誌への月間関係記事掲載（有→コピーを添付下さい） | 有 | ／ | 無 |
| ・ ホームページへの同記事掲載               | 有 | ／ | 無 |
| ・ その他の媒体への同記事掲載（有→コピーを添付下さい）  | 有 | ／ | 無 |

（どのような媒体ですか？→ \_\_\_\_\_）

(5) 周知広報活動について工夫された点がございましたら、御記載下さい。

## 2. その他

事務局への要望等、お気付きの点がございましたら、御記載下さい。

---

### <御 提 出 先>

10月31日(木)までに、以下のあて先へ御提出下さい。

神戸地方船員労働安全衛生協議会 事務局

神戸運輸監理部 海上安全環境部

船員労働環境・海技資格課 安全衛生係 宛

FAX (078-321-7028)

※1・2枚目をそのままFAXで送信して下さい。送付状は不要です。

※機関紙誌の記事等の添付物をお送りいただける場合は、本調査票に続けてFAXで送信下さい。

令和元年度（第63回）  
船員労働安全衛生月間活動委員名簿

総務班

|       |                             |
|-------|-----------------------------|
| 徳田清司  | 神戸地方船員労働安全衛生協議会会長           |
| 山田鉄史  | (一社)日本船主協会 阪神地区船主会          |
| 愛甲勉   | 船員災害防止協会 神戸支部               |
| 佐々木翼  | 全日本海員組合 関西地方支部              |
| 内藤恒夫  | 兵庫海運組合                      |
| 溝淵裕章  | 全国内航輸送海運組合                  |
| 赤松計二  | 神戸港はしけ運送事業協同組合              |
| 井上誠   | 神戸旅客船協会                     |
| 佐藤泰弘  | 兵庫県漁業協同組合連合会                |
| 大塚臣介  | 扇洋会                         |
| 森本卓司  | 協同組合神戸タグ協会                  |
| 中尾龍美  | 兵庫労働局労働基準部 労災補償課            |
| 森本利晃  | 兵庫県農政環境部農林水産局 水産課           |
| 篠原俊行  | 神戸市港湾局経営企画課                 |
| 西巻秀人  | 神戸市保健福祉局健康部 生活衛生課           |
| 濱名一嘉  | 神戸海上保安部                     |
| 村井由香  | (一社)日本海員掖济会 神戸掖济会病院         |
| 森山秀明  | (一財)神戸マリナーズ厚生会 神戸マリナーズ厚生会病院 |
| 吹田由喜雄 | (一財)サニーピア医療保健協会 サニーピアクリニック  |
| 東井雅枝  | 神戸船具商組合                     |
| 大塚純一  | 早駒運輸グループ                    |
| 瀬分伸一  | (一社)兵庫県小型船舶工業会              |
| 斉藤浩市  | 日本押船土運船協会                   |
| 上村良   | 全国内航タンカー海運組合 関西支部           |
| 中村範夫  | (一財)神戸観光局港湾振興部              |
| 水野哲夫  | 神戸大学大学院 海事科学研究科             |
| 楠将史   | (独)海技教育機構 神戸分室              |
| 宮内均   | 香住海上保安署                     |
| 小濱照彦  | 神戸運輸監理部                     |

## 安全指導班

清久善仁

全日本海員組合 関西地方支部

## 漁船安全指導班

西上剛生

兵庫県漁業協同組合連合会 但馬支所

笹江祥加

兵庫県但馬県民局 但馬水産事務所

福本博之

但馬漁業協同組合

川本洋

但馬漁業協同組合 柴山支所

南北拓哉

但馬漁業協同組合 津居山支所

中村彰

浜坂漁業協同組合

山西長豊

浜坂漁業協同組合 諸寄支所

## 衛生指導班

森元秀敏

(一財)神戸マリナーズ厚生会 神戸マリナーズ厚生会病院

## 健康相談班

末原整

(一社)日本海員掖済会 神戸掖済会病院

小林真理子

(一財)神戸マリナーズ厚生会 神戸マリナーズ厚生会病院

吹田由喜雄

(一財)サニーピア医療保健協会 サニーピアクリニック

## 事務局

愛甲勉

船員災害防止協会 神戸支部

稲垣稔

神戸運輸監理部

長澤禎博

神戸運輸監理部

計(延べ) 44名

## 神戸地方船員労働安全衛生協議会・構成員名簿

- 1 (一社)日本船主協会 阪神地区船主会
- 2 船員災害防止協会 神戸支部
- 3 全日本海員組合 関西地方支部
- 4 兵庫海運組合
- 5 全国内航輸送海運組合
- 6 神戸港はしけ運送事業協同組合
- 7 神戸旅客船協会
- 8 兵庫県漁業協同組合連合会
- 9 扇洋会
- 10 協同組合神戸タグ協会
- 11 (一財)日本船舶職員養成協会近畿
- 12 兵庫労働局労働基準部 労災補償課
- 13 兵庫県農政環境部農林水産局 水産課
- 14 兵庫県但馬県民局豊岡農林水産振興事務所 但馬水産事務所
- 15 神戸市港湾局 調整担当課
- 16 神戸市保健福祉局健康部 生活衛生課
- 17 神戸市保健所 東部衛生監視事務所
- 18 神戸検疫所
- 19 神戸海上保安部
- 20 (一社)日本海員掖済会 神戸掖済会病院
- 21 (一財)神戸マリナーズ厚生会 神戸マリナーズ厚生会病院
- 22 (一財)サニーピア医療保健協会 サニーピアクリニック
- 23 神戸船具商組合
- 24 早駒運輸グループ
- 25 (一社)兵庫県小型船舶工業会
- 26 兵庫県漁業協同組合連合会 但馬支所
- 27 内海水先区水先人会
- 28 大阪湾水先区水先人会
- 29 日本押船土運船協会
- 30 全国内航タンカー海運組合 関西支部
- 31 (一財)神戸観光局 港湾振興部
- 32 神戸大学大学院 海事科学研究科
- 33 独立行政法人海技教育機構 神戸分室
- 34 香住海上保安署
- 35 但馬漁業協同組合
- 36 浜坂漁業協同組合
- 37 神戸運輸監理部 海上安全環境部